

# 令和5年度の国民健康保険税の税率が改正されます

## ■改正の考え方

町では、令和6年度までに実施される北海道の保険料（税）水準の統一に向け、令和4年度より税率改正を行っています。

今回の税率改正は、北海道の試算により示された令和6年度の税率に近づけるための改正となっています。

また、国の法律改正に伴い、賦課限度額と軽減判定所得額をそれぞれ引き上げています。この引き上げにより、中間所得層の負担軽減が図られます。

なお、現在の試算によると、令和6年度においても今回と同程度の税率改正が見込まれています。

## ■改正の内容

### 1. 税率改正

【単位：円、％】

区 分	現 行	令和5年度	増 減	
医 療 分	所得割	7.50	7.55	0.05
	均等割	24,100	24,300	200
	平等割	25,400	25,200	△ 200
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.30	2.50	0.20
	均等割	7,600	8,100	500
	平等割	3,000	5,900	2,900
介護納付金分	所得割	1.50	1.65	0.15
	均等割	6,800	7,400	600
	平等割	2,100	4,100	2,000
合 計	所得割	11.30	11.70	0.40
	均等割	38,500	39,800	1,300
	平等割	30,500	35,200	4,700

### 2. 賦課限度額

区 分	現 行	令和5年度	増 減
医 療 分	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	－
合 計	102万円	104万円	2万円

### 3. 軽減判定所得

区 分	現 行	令和5年度	増 減
5 割 軽 減	28.5万円	29万円	0.5万円
2 割 軽 減	52万円	53.5万円	1.5万円

お問い合わせ先

福祉課国民健康保険係 ☎47-4682  
町民課賦課係 ☎47-4683